

コーポレート・ガバナンス報告書

2023 年 6 月 9 日

株式会社光響

代表取締役 CEO 住村 和彦

問合せ先： 取締役 CFO 松永 啓吾

OFFICE (070)6505-5557 (代表)

URL : <https://www.symphotony.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社リビレ	210,000	70.00
住村 真梨	60,000	20.00
住村 和彦	30,000	10.00

支配株主名	株式会社リビレ、住村真梨、住村和彦
-------	-------------------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社リビレは、代表取締役 CEO 住村和彦の資産管理会社であり、住村和彦が議決権の過半数を保有しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、管理部を主管部署として、管理部担当者が代表取締役直轄の内部監査担当を兼務しており、また管理部の監査は他部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。 また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。 なお、内部監査責任者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制をとっております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小谷 晋一	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
小谷 晋一	—	—	社外監査役の小谷 晋一氏は、公認会計士及び税理士資格を有し、会計・税務に関する高い見識をもって監査意見を表明していただくために社外監査役として招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施しておりません
---------------------------	-----------

ストックオプションの付与対象者	該当事項はありません
-----------------	------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしておりません
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者がいないため個別報酬の開示はしておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、管理部が取締役会付議案件を説明するとともに、重要な業務執行について都度報告を行う等、社外監査役の監督機能が有効になるようサポート体制を整えています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社は取締役会設置会社であります。取締役会は3名の取締役で構成されております。原則として毎月1回取締役会が開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。取締役は会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

また、社外監査役1名が取締役会に出席し、適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、代表取締役と定期的に面談を行い、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

(3) 内部監査

当社の内部監査は、管理部を主管部署として管理部担当者が代表取締役直轄の内部監査担当を兼務しており、更に管理部の監査は他部署が実施することで、相互に牽制する体制をとっております。内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施し、監査結果は代表取締役及び被監査部門に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘し、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

(3) 会計監査

当社はひかり監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。当社と同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

(4) リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス規程に基づき、代表取締役が委員長を務め、取締役及び監査役が出席し、四半期に1回開催しております。コンプライアンスの必要性、重要性の周知徹底を図るとともに、事業リスクの認識及び対策について協議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由は、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会の実施時期は12月であるため、3月決算会社の株主総会が集中する6月開催と比べると、開催日が集中することは少ないものと考えております。またなるべく集中日を避けた開催となるよう留意したいと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では、実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、海外居住の株主を想定していないため、株主招集通知の英文での提供は考えておりません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適時開示資料の管理にあたっては、公表時刻前に部外者に漏れることのないよう「適時開示・提出マニュアル」を作成し、運用しております。具体的には、以下の内容を定めております。 - 重要な会社情報を自社ウェブサイト等で公開する場合は、情報取扱責任者の承認及び指示を受けることとする。 - 適時開示及び書類提出について、開示及び書類受領が確認される前に、自社ウェブサイト等の公開ディレクトリに保存してはならない。やむを得ず保存する場合はパスワード管理等のアクセス制限を行わなければならない。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	現時点では、アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに対する説明会を実施していないため、今後、検討してまいります。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点、海外居住の投資家を想定していないため、海外投資家向けの説明会は考えておりません。
IR資料をホームページ掲載	現在、ホームページ上においてIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載していく予定です。

IRに関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署とし、関係各部署と連携を取りながら、IR 活動を実施してまいります。
------------------	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	現時点では、ステークホルダーの立場の尊重について規定している社内規程はございませんが、今後、策定を検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現時点では、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等について策定しておりませんが、今後、策定を検討して参ります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規範に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引その他の関係を一切持ちません。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

V. その他

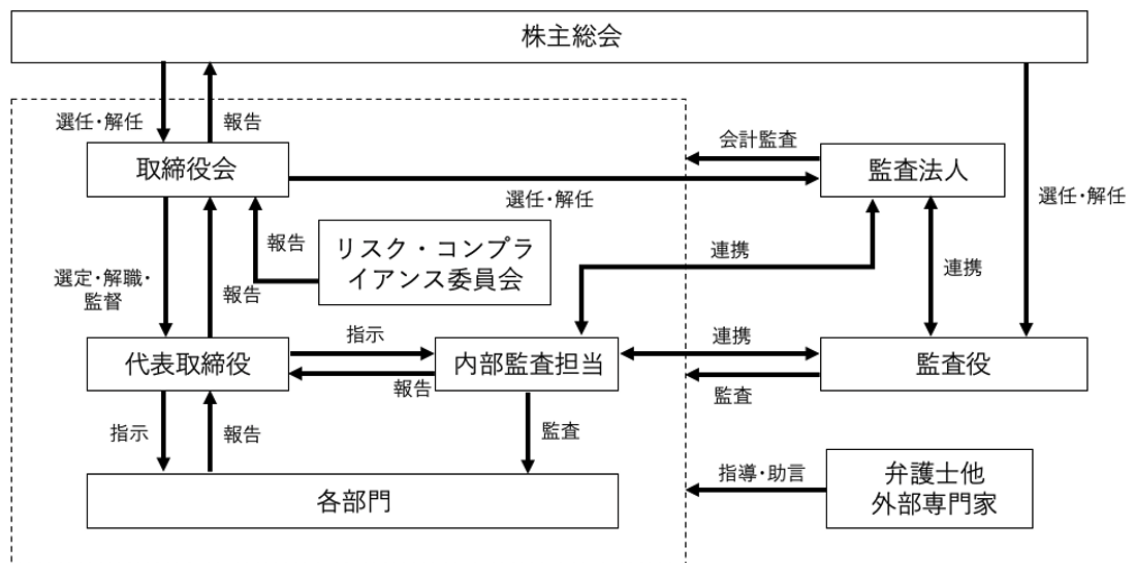
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

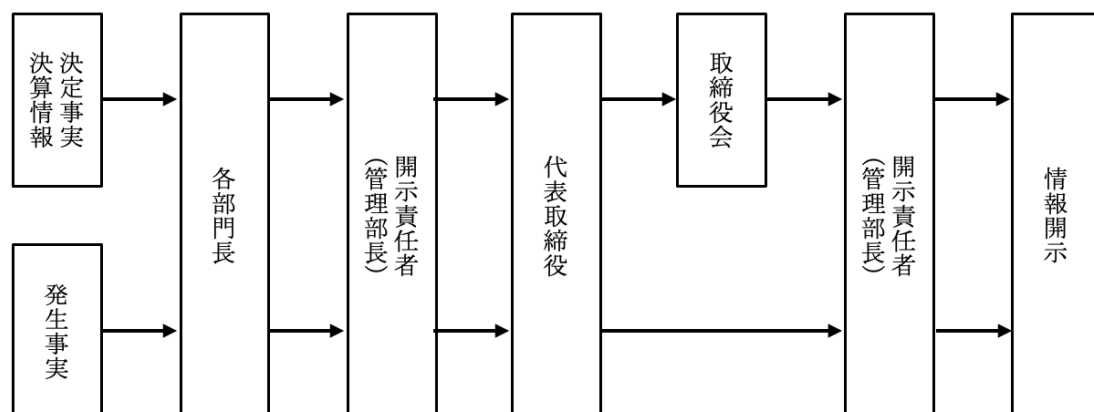
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上